

生徒心得

通学に関する心得及び規定について

交通規則を遵守し，交通安全に努める。

(1) 徒歩通学について

- ① 交通事故に遭わないように安全歩行に努める。
- ② 歩行時には携帯電話を使用してはいけない。

(2) 自転車通学について

- ① 防犯登録をして，使用する。
- ② 登校後は，決められた場所に置き，施錠する。
- ③ 自転車の並進・2人乗り・傘差し運転・無灯火運転・携帯電話使用運転等をしてはいけない。
- ④ ヘルメットの着用に努める。
- ⑤ 点検・整備を徹底する。

(3) 原動機付自転車（自動二輪禁止）・自動車での通学について

- ① 免許取得後1ヶ月を経過したのち，通学許可願を提出し許可を受ける。許可願には運転免許証・自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責保険）・任意保険証書のコピーを添付する。
- ② 登校後は，決められた場所に置き，施錠する。
- ③ 点検・整備を徹底する。
- ④ 改造・違反車両での通学は禁止する。
- ⑤ 自動車通学生は，他の生徒を同乗させ通学してはいけない。
- ⑥ 原動機付自転車についてはスクーターとする。

(4) 列車・バス通学について

- ① 乗車マナーを守り，名西高校生としての自覚と責任を持って行動すること。

(5) 保護者の送迎による通学について

- ① 保護者・家族以外の者による送迎は禁止する。